

令和5年4月請求分から 小型浄化槽使用料金が変わります

この度、下水道事業が将来にわたって健全で安定した経営を行い、安心して下水道をお使いいただくため、下水道使用料金の改定をいたします。皆さまのご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

小型浄化槽使用料金の改定について

■ 改定前後の小型浄化槽使用料金比較(1か月分/消費税込み)

使用料金の急激な変化を緩和するため、令和5年度～(現行と比べて20%引き上げ)、令和8年度～(現行と比べて30%引き上げ)の段階的に料金改定を行います。

改定率表	
令和5年度～令和7年度	現行比20%引き上げ
令和8年度以降	現行比30%引き上げ

世帯人数に応じて使用料金を計算します。

料金改定表								(税込)
世帯人数 (人)	現行	令和5年度 ～ 令和7年度	令和8年度 以降	世帯人数 (人)	現行	令和5年度 ～ 令和7年度	令和8年度 以降	
1	2,750円	3,300円	3,575円	6	6,600円	7,920円	8,580円	
2	3,520円	4,224円	4,576円	7	7,370円	8,844円	9,581円	
3	4,290円	5,148円	5,577円	8	8,140円	9,768円	10,582円	
4	5,060円	6,072円	6,578円	9	8,910円	10,692円	11,583円	
5	5,830円	6,996円	7,579円	10	9,680円	11,616円	12,584円	

※1 上記料金から電気料金負担相当額(5人槽990円、6～7人槽1,100円、8人槽以上1,430円)を差し引いた金額を使用料金として請求します。

※2 浄化槽使用料金から控除する「電気料金負担相当額」については変更ありません。

下水道利用者の皆さまへ

市の下水道事業は、平成17年の市町合併以来17年間、一度も料金を改定せずに経営努力を行ってきましたが、人口減少などの影響により厳しい経営状況にあります。今後、将来にわたり安定したサービスを提供するため、令和5年度以降、2回に分けて三原・本郷・大和地域の使用料金を改定します。

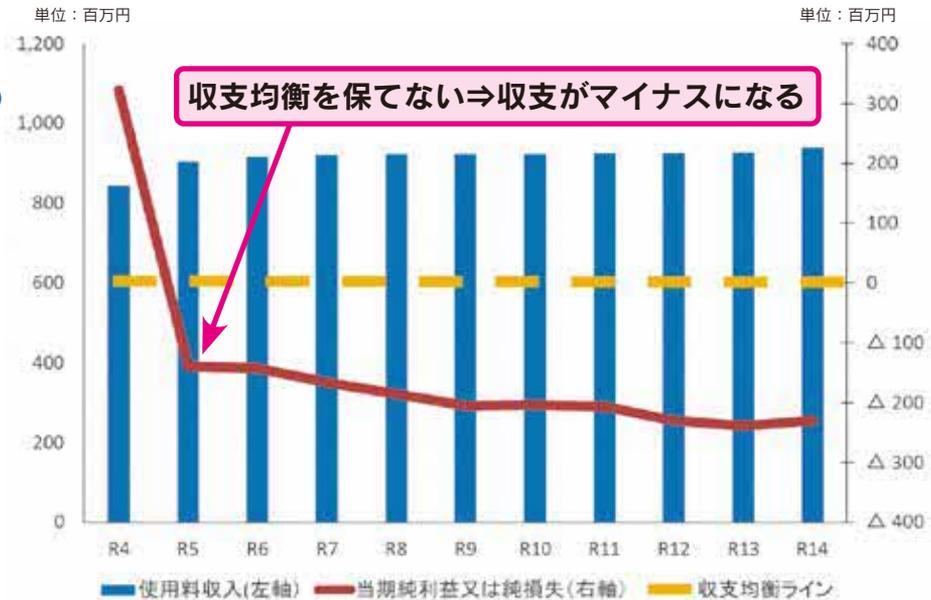
使用料金の急激な変化を緩和するため、令和5～7年度までを現行比約20%引き上げ、令和8年度からはさらに約10%(現行比約30%)を引き上げます。

改定に関するQ & A

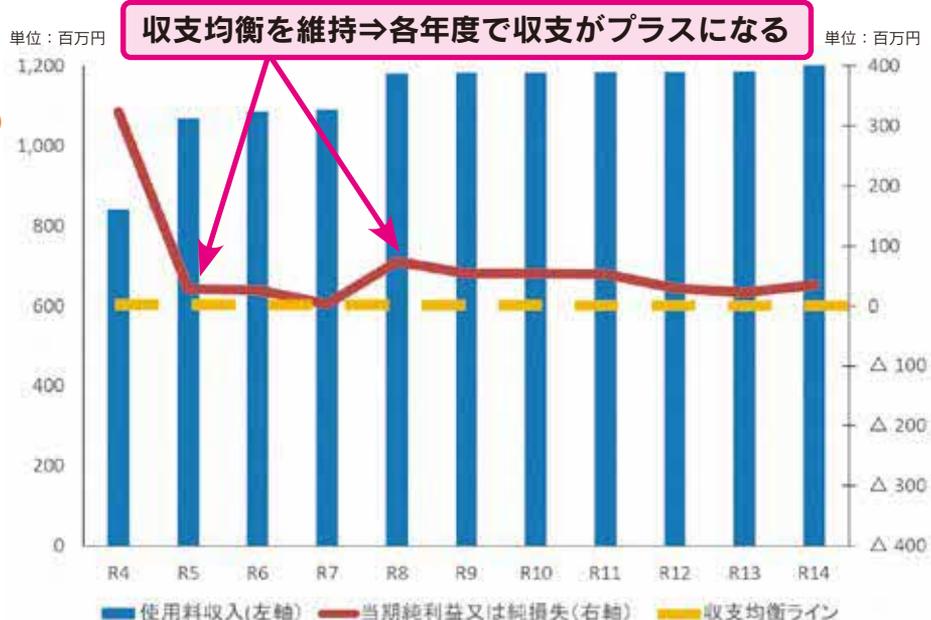
Q1 なぜ料金改定をするのですか？

A1 令和4～14年度の下水道利用人口や維持管理費用などを試算すると、現在の料金体系のままでは令和5年度から収支がマイナスになります。このため、不足分を補えるよう令和5年4月から料金を改定します。

料金改定を
しない場合



料金改定を
する場合



Q2 使用料金はどのようにして決まりましたか？

A2 三原市下水道事業経営審議会への諮問や、パブリックコメント(市民意見公募手続き)を実施し、議会の議決を経て使用料金を決定しました。

料金改定までの経緯

- 令和2年度～ 今後の下水道事業のあり方や使用料体系等の見直しを検討するため、有識者や市民からの応募により構成された委員による「三原市下水道事業経営審議会」に諮問しました。
適切な下水道使用料金の検討を含んだ、下水道事業の経営に関する審議が8回行われ、令和3年12月に『令和5年度から一律30%増の料金改定を採用すべきである』とする答申書が三原市長に提出されました。
- ↓
- 令和4年3月 下水道事業経営審議会答申書を尊重した下水道事業経営戦略(案)を公表しました。
- ↓
- 令和4年5月 市民の方から幅広く意見を伺うためパブリックコメント(市民意見公募手続き)を実施しました。
- ↓
- 令和4年7月 市民や市議会議員の皆様からの意見を踏まえ、料金改定について急激な負担増を緩和するため段階的に実施するとともに、地域による負担格差解消を図るよう、見直しました。
- ↓
- 令和4年9月 見直した料金改定案について市議会の議決を得ました。

Q3 料金改定をするのではなく、税金で補てんできないのですか？

A3 下水道事業の人口普及率は、市全体の人口に対し概ね半数であり、税金で補てんした場合、下水道を使用していない市民の皆様にも負担をおかけすることになるため不公平感が生じ、適切でないと考えます。

そのため、受益者負担の考えに基づき、下水道を使用している皆様には負担をお願いするものです。

Q4 今までどのような経営努力を行いましたか？

A4 これまでの経営努力としては、人件費を削減するために組織をスリム化し(平成21年度1課3係21人→令和3年度1課2係13人)、電気利用料を安くするための入札を行ってきました。

また、使用料収入を確保するため、下水道管の工事の開始前及び完了後に説明会を開催し、下水道接続の促進を図っています。整備済区域の未接続者の方に対しても、広報・文書等を通じ効率的な普及促進に努めています。

今後も引き続き、経費の削減や業務の効率化に取り組み、経営努力を行ってまいります。

Q5 大和地域の料金改定について教えてください。

A5

大和地域はこれまで、集合処理、個別処理ともに人頭制により統一した料金としていました。

今回の料金改定にあたり、「大和地域は三原・本郷地域と比べて割高な料金となっており、この料金格差を解消してほしい」との要望がありました。この意見を受け、三原市域全体でみたときの汚水処理に係る個人の負担が公平なものとなるように料金の計算方法を見直しました。

大和地域の集合処理(下水施設使用料金、公共下水道使用料金)については、三原・本郷地域と処理方法が同一であるため、料金についても同様の従量制に見直し、その計算は認定水量の適用によることとします。

個別処理(浄化槽使用料金)については、今までと同様に人頭制により料金を計算し、値上げします。この値上げの考え方は、三原・本郷地域と同様の料金改定の考え方です。使用料金を現行から30%増とした場合、三原・本郷・久井地域の浄化槽の維持管理負担額とほぼ同水準であると考えています。

集合処理…複数戸からの汚水を集約し、処理場などでまとめて処理を行います。

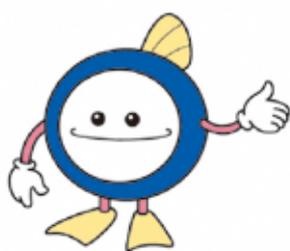
個別処理…個々で発生した汚水ごとに敷地内で処理を行います。

人頭制…世帯人数に応じて、使用料金を決定します。

従量制…使用水量に応じて、使用料金を決定します。

認定水量…1世帯4人のとき26m³とみなし、世帯人数が1人増減するごとに6m³を加減して使用水量を決定します。

詳しくはこちらをご覧ください。



下水道整備課ホームページ

URL : <https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/35/>



三原市下水道事業経営戦略について

URL : <https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/35/keieisenryaku.html>



お問い合わせ先

三原市都市部 下水道整備課 普及促進係

〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号 Tel:0848-67-6049 Fax:0848-64-6057